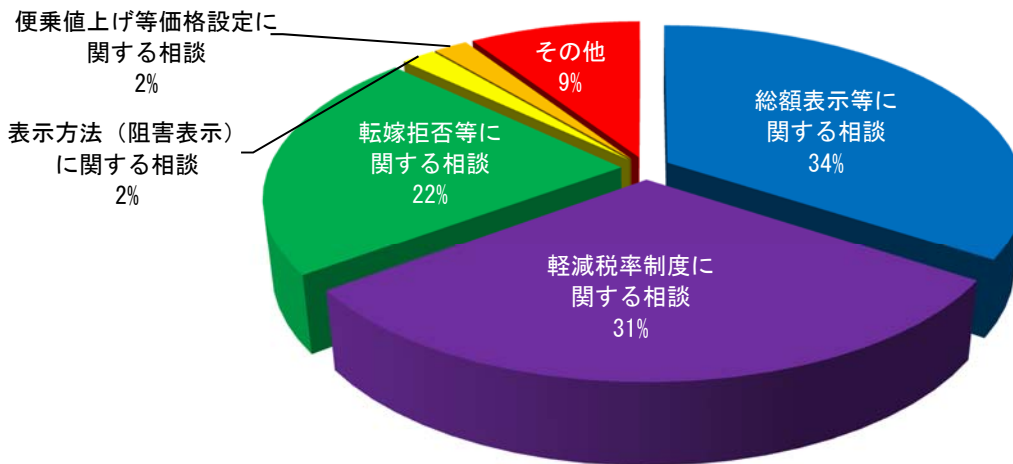


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 6 月(6/1～6/30)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

6 月の相談件数：電話 96 件、メール 12 件  
【相談内容（全 108 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。商品を購入する際、平成 31 年(2019 年)4月1日に購入契約を結び、引渡しは同年8月1日、代金の支払いは消費税率が 10%に引き上げられる同年 10 月1日以後の場合、購入した商品の消費税率は何%になりますか。

A. 消費税の適用税率の判定は、課税資産の譲渡等を行う時点で行うこととなります。棚卸資産の販売又は固定資産の譲渡の時期は、原則としてその引渡しのあった日となります。

個別の取引に適用される消費税率が何%になるのかの判断については、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

#### ○ 転嫁拒否に関する相談

Q. 平成 35 年(2023 年)10 月1日に適格請求書等保存方式が導入されると、原則として免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができなくなるため、その分、免税事業者に対し、仕入額の値引きが要求される

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は3件

※2 うち総額表示に関する相談が 24%、消費税一般に関する相談が 76%

のではないかと懸念しています。平成 35 年(2023 年)10 月1日には、消費税転嫁対策特別措置法が失効していますが、取引先買手事業者からのこうした値引き要求は問題にならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法は平成 33 年(2021 年)3月 31 日で失効しますが、失効後に行われた値引き要求については、独占禁止法や下請法に照らして判断することになります。具体的には公正取引委員会にお問い合わせください。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 軽減税率の適用のない商品のみを販売している事業者です。消費税率引上げ後、10%の商品しか販売しない場合でも、請求書に「10% × ×円」、「8% 0円」といった表示は必要ですか。

A. 軽減税率の対象となる資産の取引が無い場合は、区分記載請求書等の記載事項である、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載については、標準税率(10%)の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

Q. 販売している商品について、店内飲食と持ち帰りの両方が可能な場合について、軽減税率実施後の価格表示は、例えば、「1000 円＋税」という表示でもよいのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法に基づき、総額表示義務の特例として、平成 33 年(2021 年)3月 31 日までの価格表示については、税込価格と誤認されないような対応(誤認防止措置)がなされていれば、税抜価格による表示も可能となっています。

そのため「1000 円＋税」といった表示を行うことも認められますが、テイクアウト等と店内飲食が行われる場合には、消費者の支払金額が異なることとなりますので、テイクアウト等と店内飲食との間で適用税率が異なる旨について掲示するなどの方法により、一般消費者に対して注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の具体例等については、消費者庁のホームページに掲載されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」([http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/#pamphlet](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/#pamphlet))をご参考にしてください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610